

総量削減計画の位置づけ

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法、平成4年法律70号）

自動車から排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）による汚染が著しい特定地域について、自動車から排出されるNOx及びPMの総量の削減に関する計画を策定し、各種施策を実施することにより自動車から排出されるNOx及びPMの排出量の削減を図り、**大気汚染に係る環境基準の確保**を図るための法律。

「総量削減基本方針」（第6条、第8条）[令和4年11月変更]

- ・ 国が、対策地域における自動車から排出されるNOx及びPMを削減するための施策の基本的な方針、総量の削減に関する 目標などを定めるもの
- ・ 対象は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、三重県、大阪府、**兵庫県**
- ・ 5年後を目途に制度の在り方を改めて検討



県内の対策地域

旧基本方針

(目標)

令和2年度までに大気環境基準を確保

(施策に関する基本的事項)

- ・ 自動車単体対策の強化等の各種施策

基本方針（変更後）

(目標)

令和8年度までに大気環境基準を確保

(施策に関する基本的事項)

旧方針と同じ内容を継続

※ NOx :物が燃焼する際に発生する窒素の酸化物の総称。高濃度で呼吸器へ影響を及し、酸性雨や光化学オキシダントの原因となる。
PM :微小な固体及び液体の粒。工場の排煙や、自動車の排ガスに含まれ、黒煙の原因となり、特に微小なものがPM2.5である。

兵庫県総量削減計画の改定

1 改定の方向性

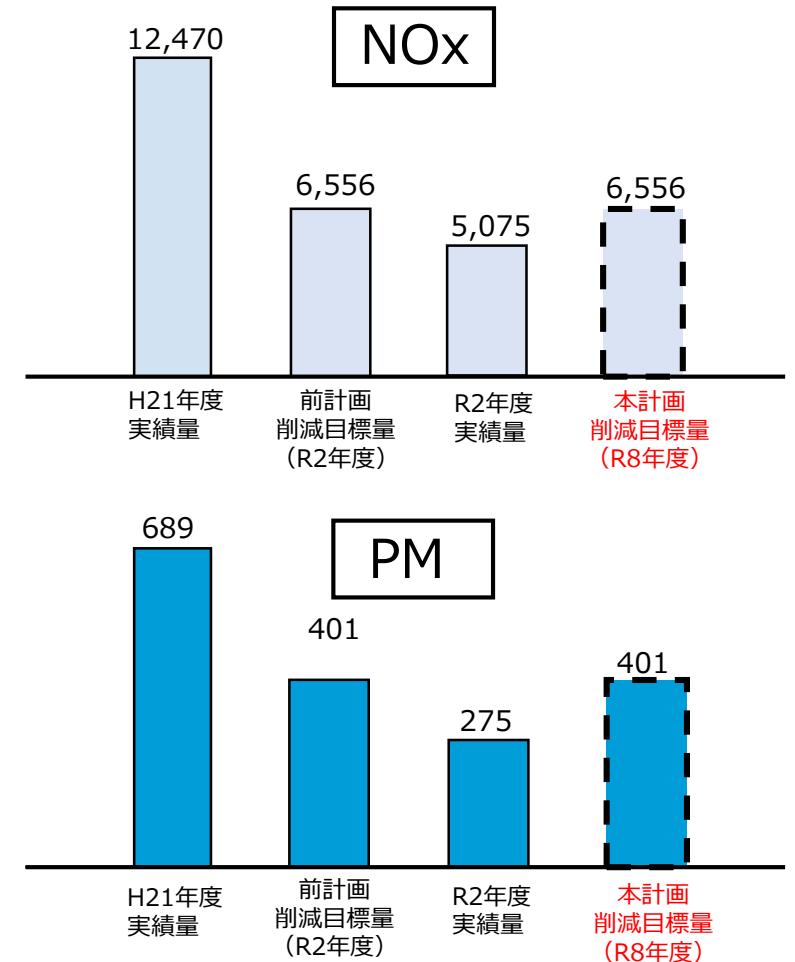
<前計画の目標達成状況>

令和2年度（目標年度）において、

- 県内すべての常時監視測定局において、NOx、PMともに環境基準を達成
- 年間排出量は、NOx：5,075t/年、PM：275t/年で削減目標量を達成
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の措置により、交通量に影響が出ていたことに留意が必要

<改定の方向性>

- 国の基本方針（令和4年11月）を踏まえ、目標年度を令和8年度とする。
- 前計画の削減目標量を維持する。
- 従来からの条例による運行規制、交通流対策等の施策の維持を基本とする。
- さらに、次世代自動車の普及促進するため、水素ステーションの整備を盛り込む。



総排出量の状況 (t/年)

	前計画（平成25年3月）
対策地域	神戸市、姫路市（旧家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く）、 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、 明石市、加古川市、高砂市、播磨町、太子町
目標	令和2年度までに大気環境基準を確保
削減目標量	令和2年度までに、それぞれの年間排出量を削減 ・ NOx 6,556t/年 ・ PM 401t/年

	本計画（令和6年3月）
	前計画と同じ
	<u>令和8年度</u> までに大気環境基準を確保
	<u>令和8年度</u> までに、それぞれの年間排出量を削減 ・ NOx 6,556t/年 ・ PM 401t/年

2 目標達成のための主な施策

自動車単体対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 自動車排出ガス規制の強化○ 車両検査・点検整備の徹底
車種規制の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 車種規制の徹底○ 適合車への転換の促進
条例による運行規制の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 阪神東南部地域への流入車両に対する規制の実施○ 条例規程の遵守の指導
次世代自動車の普及促進	<ul style="list-style-type: none">○ 導入促進○ 燃料供給設備（水素ステーション等）の整備
交通流対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 交通の分散○ 交通渋滞の解消

水素ステーションの導入促進

- 令和7年度までに県内の水素ステーションを現在の4カ所から10カ所への拡大を目指す
- 水素ステーション整備への補助を実施
- 阪神・播磨・淡路の3地域に地域連絡会を設置し、ニーズの把握や立地・規模等の整備方策を検討

